

報告第11号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第9号	令和元年6月19日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 平成31年3月27日、養父市八鹿町三谷地内で発生した市道管理瑕疵の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 143,300円 (過失割合) 市 100% 相手方 0% (相手方) (車両所有者) [Redacted] [Redacted] (車両使用者) [Redacted] [Redacted]